

別添2 国産チーズ競争力強化支援対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和2年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和2年1月17日付け元農畜機第6117号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体B」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 品質向上対策

公募団体Bは、国産チーズの品質向上を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 国内外から講師を招へいした国内短期研修会の開催
- (2) 海外チーズ工房等現地調査の開催
- (3) チーズ工房等における国内長期研修会の開催
- (4) 海外チーズ工房等における長期研修会の開催
- (5) 事業の円滑な推進を図るための指導等

2 ブランド化対策

公募団体Bは、国産チーズのブランド化を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 国産ナチュラルチーズ国内コンテストの開催
- (2) 国産ナチュラルチーズの海外チーズコンテストへの出品
- (3) 事業の円滑な推進を図るための指導等

3 消費拡大対策

公募団体Bは、国産チーズの消費拡大を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 国産チーズを日本の食文化に取り入れるための取組
- (2) 国産チーズの価値訴求、展示、PRによるチーズの普及活動
- (3) 事業の円滑な推進を図るための指導等

第3 事業の実施

1 事業の委託

公募団体Bは、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

2 事業の要件

- (1) 公募団体Bは、この事業により調査報告書、普及啓発資材、ポスター等を作成した場合及びイベント等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。
- (2) 公募団体Bは、第2の3の消費拡大対策のうち、一般消費者を対象とした国産チーズの普及活動については、参加者100名以上のものに限り実施するものとする。

3 留意事項

公募団体Bは、事業の実施に当たっては、国内コンテストの開催のための会場や事業の一部を委託する者等の選定に際し、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第4 事業の推進指導等

公募団体Bは、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Bが第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Bは、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体Bは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

公募団体Bは、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体Bは、理事長に対して第6の1の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（公募団体B自ら若しくはそれぞれの会員団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

公募団体Bは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体Bに対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 品質向上対策</p> <p>2 ブランド化対策</p> <p>3 消費拡大対策</p>	(1) 国内外から講師を招へいした国内短期研修会の開催	定額
	(2) 海外チーズ工房等現地調査の開催	定額
	(3) チーズ工房等における国内長期研修会の開催	定額
	(4) 海外チーズ工房等における長期研修会の開催	定額
	(5) 事業の円滑な推進を図るための指導等	定額
	(1) 国産ナチュラルチーズ国内コンテストの開催	定額
	(2) 国産ナチュラルチーズの海外チーズコンテストへの出品	定額
	(3) 事業の円滑な推進を図るための指導等	定額
	(1) 国産チーズを日本の食文化に取り入れるための取組	定額
	(2) 国産チーズの価値訴求、展示、PRによるチーズの普及活動	定額
	(3) 事業の円滑な推進を図るための指導等	定額

別紙様式第1号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において、国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）を下記のとおり実施したいので、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添2の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の別紙1～3のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他	
1 品質向上対策 (1) 国内外から講師を招へいした国内短期研修会の開催 (2) 海外チーズ工房等現地調査の開催 (3) チーズ工房等における国内長期研修会				

(4) 海外チーズ工房等における長期研修会の開催				
2 ブランド化対策				
(1) 国産ナチュラルチーズ国内コンテストの開催				
(2) 国産ナチュラルチーズの海外チーズコンテストへの出品の実施				
3 消費拡大対策				
(1) 国産チーズを日本の食文化に取り入れるための取組				
(2) 国産チーズの価値訴求、展示、PRによるチーズの普及活動				
4 事業の円滑な推進を図るための指導等				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙1

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）のうち品質向上対策実施計画

1 国内外から講師を招へいた国内短期研修会の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	講師謝金						
	講師旅費						
	資料印刷費						
	資材費						
	その他経費						
計							

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催計画案、演題、対象属性、人数など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

2 海外チーズ工房等現地調査の開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催計画案、対象属性、人数など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

3 チーズ工房等における国内長期研修会の開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催計画案、対象属性、人数など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、開催ごとに積算基礎等を記載すること。

4 海外チーズ工房等における長期研修会の開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催計画案、対象属性、人数など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、開催ごとに積算基礎等を記載すること。

5 事業の円滑な推進を図るための指導等

(1) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題など）

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

(2) 事業の円滑な推進を図るための助言及び指導等

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

別紙様式第1号の別紙2

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）のうちブランド化対策実施計画

1 国産ナチュラルチーズ国内コンテストの開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（コンテスト開催案など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

2 国産ナチュラルチーズの海外チーズコンテストへの出品

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（コンテスト概要案など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

3 事業の円滑な推進を図るための指導等

(1) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催

事業内容	事業費			負担区分		備考	
	費目	員数	単価	金額	機構補助金		その他
			円	円	円	円	
	会場借料						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。(開催予定案、議題など)

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

(2) 事業の円滑な推進を図るための助言及び指導等

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

別紙様式第1号の別紙3

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）のうち消費拡大対策実施計画

1 国産チーズを日本の食文化に取り入れるための取組

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（取組案など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、取組ごとの積算基礎等を記載すること。

2 国産チーズの価値訴求、展示、PRによるチーズの普及活動

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（取組案など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、取組ごとの積算基礎等を記載すること。

3 事業の円滑な推進を図るための指導等

(1) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催

事業内容	事業費			負担区分		備考	
	費目	員数	単価	金額	機構補助金		その他
			円	円	円	円	
	会場借料						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。(開催予定案、議題など)

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

(2) 事業の円滑な推進を図るための助言及び指導等

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化
支援対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知
のあった令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強
化支援対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、
国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき申
請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変
更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添2の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払受領額 ⑤	今回概算払請求額 ⑥	年月日迄 予定 出来高 (⑤ + ⑥) / ②	残額 ②- ⑤- ⑥
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- | | |
|------------|----|
| (1) 金融機関 | 銀行 |
| (2) 支店名 | 支店 |
| (3) 振込口座種類 | |
| (4) 口座番号 | |
| (5) 口座名義人 | |

別紙様式第4号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化
支援対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化
支援対策事業）について、下記のとおり実施したので、国産乳製品等競争力強化
対策事業実施要綱別添2の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実
績を報告します。

なお、併せて精算額 円を交付されたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

「令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援
対策事業）実績」

（注）別紙様式第1号の別紙1～3に準じて作成すること。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機構補助金	その他	
1 品質向上対策 (1) 国内外から講師を招へ いた国内短期研修会の 開催 (2) 海外チーズ工房等現地 調査の開催				

(3) チーズ工房等における 国内長期研修会 (4) 海外チーズ工房等にお ける長期研修会の開催 2 ブランド化対策 (1) 国産ナチュラルチーズ 国内コンテストの開催 (2) 国産ナチュラルチーズ の海外チーズコンテスト への出品の実施 3 消費拡大対策 (1) 国産チーズを日本の食 文化に取り入れるための 取組 (2) 国産チーズの価値訴求、 展示、PR によるチーズの 普及活動 4 事業の円滑な推進を 図るための指導等				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第5号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化
支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった令和
年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ競争力強化支援対策事業）補
助金について、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添2の第7の3の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を
返還します。（返還がある場合、記載すること））

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17
9号）第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体Bが法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分
を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

認できる資料も併せて提出すること)

- ・公募団体Bが消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注： 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体Bが法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 公募団体Bが消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料